

総合支援資金「再貸付」のご案内 2021年2月19日

緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の利用が終了した方（世帯）で、現在も生活にお困りの方（世帯）は、自立相談支援機関（大津市社会福祉協議会）で相談や継続的な支援を受けることにより、最大3ヵ月まで「再貸付」を利用いただけます。対象になる方（世帯）には、本会より、順次、郵送でご案内をさせていただきます。

- ・生活保護を受給中または自己破産の手続き中の方は、お申込みいただけませんので、ご注意ください。
- ・これまでに緊急小口資金をお借りいただいてない方は、先に緊急小口資金をお申込みください。

◇対象となる方（世帯）

令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付が終了した（する）方（世帯）で、現在も収入の減少や失業等で日常の生活が困難となっている方（世帯）。

※大津市社会福祉協議会から、自立相談支援のお電話をすることがあります。

◇再貸付上限額・期間

上限額 単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

期間 3ヵ月以内

◇受付期間

令和3年2月19日（金）～3年3月31日（水）まで

・大津市社会福祉協議会が、受付窓口となり、滋賀県社会福祉協議会に申込書類を送付します。後日、滋賀県社会福祉協議会が「再貸付」の決定及び、送金を行います。

- ・新型コロナウイルス感染症予防のために、郵送での申請にご協力ください。

「再貸付」専用電話 090-6328-7720

090-6329-0082